

## 大口・多頻度割引の概要 (平成26年7月1日以降の制度内容)

大口・多頻度割引制度とは、大口・多頻度利用のお客様を対象としたETCシステムの利用を前提とする高速道路等の通行料金の割引制度です。

なお、大口・多頻度割引制度をご利用いただくには、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社（以下、三会社）が予め定める要件を満たされるお客様に貸与するETCコーポレートカードをご利用いただく必要があります。

### ○ 割引の内容

・ご利用額に応じて割引をいたします。

※大口・多頻度割引には、「**高速国道の大口・多頻度割引**」と「**一般有料道路の大口・多頻度割引**」があり別々に計算されます。

### 高速国道の大口・多頻度割引 (平成26年7月1日以降の制度内容)

#### 1. 車両単位割引

契約者の自動車1台ごとの1か月の高速国道のご利用額に対し、次表の割引率を適用。

【車両単位割引の割引率】

自動車1台ごとの1か月の高速国道のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10% (※20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20% (※30%)
3万円を超える部分	30% (※40%)

※( )内は、激変緩和措置の割引率(措置期間は平成28年3月末まで)

#### 2. 契約単位割引

契約者の1か月の高速国道のご利用額の合計が500万円を超え、かつ、契約者の自動車1台当たりの1か月の高速国道の平均利用額が3万円を超える場合には、契約者の1か月の高速国道のご利用額の合計に対し、10%の割引を行います。

※平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の割引対象となる走行のうち、地方部最大100km相当分は、大口・多頻度割引の対象にはなりません。

※平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)割引対象走行のご利用回数が、1～4回の場合にも地方部最大100km相当分は、大口・多頻度割引の対象外となりますので、ご注意ください。

### 一般有料道路の大口・多頻度割引 (平成26年7月1日以降の制度内容)

#### 1. 車両単位割引

契約者の自動車1台ごとの1か月の割引対象一般有料道路のご利用額に対し、次表の割引率を適用。

【車両単位割引の割引率】

自動車1台ごとの1か月の割引対象一般有料道路のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10% (※20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20% (※30%)
3万円を超える部分	30% (※40%)

※( )内は、激変緩和措置の割引率(措置期間は平成28年3月末まで)

#### 2. 契約単位割引

契約者の1か月の割引対象一般有料道路のご利用額の合計が500万円を超え、かつ、契約者の自動車1台当たりの1か月の割引対象一般有料道路の平均利用額が3万円を超える場合には、契約者の1か月の割引対象一般有料道路のご利用額の合計に対し、5%の割引を行います。

※平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の割引対象となる走行のうち、地方部最大100km相当分は、大口・多頻度割引の対象にはなりません。

※平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)割引対象走行のご利用回数が、1～4回の場合にも地方部最大100km相当分は、大口・多頻度割引の対象外となりますので、ご注意ください。

## 車載器をETC2.0に変更した場合の割引率

### 高速国道の大口・多頻度割引(平成26年7月1日以降の制度内容)

#### 1. 車両単位割引

契約者の自動車1台ごとの1か月の高速国道のご利用額に対し、次表の割引率を適用。

【車両単位割引の割引率】

自動車1台ごとの1か月の高速国道のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%(※20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20%(※30%)
3万円を超える部分	30%(※40%)

※( )内は、ETC2.0限定の割引率(措置期間は平成29年3月末まで)

#### 2. 契約単位割引

契約者の1か月の高速国道のご利用額の合計が500万円を超え、かつ、契約者の自動車1台当たりの1か月の高速国道の平均利用額が3万円を超える場合には、契約者の1か月の高速国道のご利用額の合計に対し、10%の割引を行います。

※平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の割引対象となる走行のうち、地方部最大100km相当分は、大口・多頻度割引の対象にはなりません。

※平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)割引対象走行のご利用回数が、1~4回の場合にも地方部最大100km相当分は、大口・多頻度割引の対象外となりますので、ご注意ください。

### 一般有料道路の大口・多頻度割引(平成26年7月1日以降の制度内容)

#### 1. 車両単位割引

契約者の自動車1台ごとの1か月の割引対象一般有料道路のご利用額に対し、次表の割引率を適用。

【車両単位割引の割引率】

自動車1台ごとの1か月の割引対象一般有料道路のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%(※20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20%(※30%)
3万円を超える部分	30%(※40%)

※( )内は、ETC2.0限定の割引率(措置期間は平成29年3月末まで)

#### 2. 契約単位割引

契約者の1か月の割引対象一般有料道路のご利用額の合計が500万円を超え、かつ、契約者の自動車1台当たりの1か月の割引対象一般有料道路の平均利用額が3万円を超える場合には、契約者の1か月の割引対象一般有料道路のご利用額の合計に対し、5%の割引を行います。

※平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の割引対象となる走行のうち、地方部最大100km相当分は、大口・多頻度割引の対象にはなりません。

※平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)割引対象走行のご利用回数が、1~4回の場合にも地方部最大100km相当分は、大口・多頻度割引の対象外となりますので、ご注意ください。

## 現状のETC車載器を継続運用した場合の割引率(一定期間)

### 高速国道の大口・多頻度割引(平成26年7月1日以降の制度内容)

#### 1. 車両単位割引

契約者の自動車1台ごとの1か月の高速国道のご利用額に対し、次表の割引率を適用。

【車両単位割引の割引率】

自動車1台ごとの1か月の高速国道のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%(※20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20%(※30%)
3万円を超える部分	30%(※40%)

※( )内は、一定期間に限って継続

#### 2. 契約単位割引

契約者の1か月の高速国道のご利用額の合計が500万円を超え、かつ、契約者の自動車1台当たりの1か月の高速国道の平均利用額が3万円を超える場合には、契約者の1か月の高速国道のご利用額の合計に対し、10%の割引を行います。

※平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の割引対象となる走行のうち、地方部最大100km相当分は、大口・多頻度割引の対象にはなりません。

※平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)割引対象走行のご利用回数が、1~4回の場合にも地方部最大100km相当分は、大口・多頻度割引の対象外となりますので、ご注意ください。

### 一般有料道路の大口・多頻度割引(平成26年7月1日以降の制度内容)

#### 1. 車両単位割引

契約者の自動車1台ごとの1か月の割引対象一般有料道路のご利用額に対し、次表の割引率を適用。

【車両単位割引の割引率】

自動車1台ごとの1か月の割引対象一般有料道路のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%(※20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20%(※30%)
3万円を超える部分	30%(※40%)

※( )内は、一定期間に限って継続

#### 2. 契約単位割引

契約者の1か月の割引対象一般有料道路のご利用額の合計が500万円を超え、かつ、契約者の自動車1台当たりの1か月の割引対象一般有料道路の平均利用額が3万円を超える場合には、契約者の1か月の割引対象一般有料道路のご利用額の合計に対し、5%の割引を行います。

※平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の割引対象となる走行のうち、地方部最大100km相当分は、大口・多頻度割引の対象にはなりません。

※平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)割引対象走行のご利用回数が、1~4回の場合にも地方部最大100km相当分は、大口・多頻度割引の対象外となりますので、ご注意ください。

## 現状のETC車載器を継続運用した場合の割引率(一定期間終了)

### 高速国道の大口・多頻度割引(平成26年7月1日以降の制度内容)

#### 1. 車両単位割引

契約者の自動車1台ごとの1か月の高速国道のご利用額に対し、次表の割引率を適用。

【車両単位割引の割引率】

自動車1台ごとの1か月の高速国道のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%
1万円を超え、3万円までの部分	20%
3万円を超える部分	30%

#### 2. 契約単位割引

契約者の1か月の高速国道のご利用額の合計が500万円を超え、かつ、契約者の自動車1台当たりの1か月の高速国道の平均利用額が3万円を超える場合には、契約者の1か月の高速国道のご利用額の合計に対し、10%の割引を行います。

※平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の割引対象となる走行のうち、地方部最大100km相当分は、大口・多頻度割引の対象にはなりません。

※平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)割引対象走行のご利用回数が、1~4回の場合にも地方部最大100km相当分は、大口・多頻度割引の対象外となりますので、ご注意ください。

### 一般有料道路の大口・多頻度割引(平成26年7月1日以降の制度内容)

#### 1. 車両単位割引

契約者の自動車1台ごとの1か月の割引対象一般有料道路のご利用額に対し、次表の割引率を適用。

【車両単位割引の割引率】

自動車1台ごとの1か月の割引対象一般有料道路のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%
1万円を超え、3万円までの部分	20%
3万円を超える部分	30%

#### 2. 契約単位割引

契約者の1か月の割引対象一般有料道路のご利用額の合計が500万円を超え、かつ、契約者の自動車1台当たりの1か月の割引対象一般有料道路の平均利用額が3万円を超える場合には、契約者の1か月の割引対象一般有料道路のご利用額の合計に対し、5%の割引を行います。

※平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の割引対象となる走行のうち、地方部最大100km相当分は、大口・多頻度割引の対象にはなりません。

※平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)割引対象走行のご利用回数が、1~4回の場合にも地方部最大100km相当分は、大口・多頻度割引の対象外となりますので、ご注意ください。